

差出人: 中村 真優子 <[REDACTED]>  
送信日時: 2025年4月1日火曜日 11:46  
CC: 北川 基樹; 野口 容宏; 山野 壮平; 中山 涼夏; 田中 寛子; 福盛 伸江; 西岡 朝己  
件名: 【提出依頼 4/8(火)メ・人事給二】異動（転入）に伴う給与関係等書類について  
添付ファイル: 給与に関する届出書類の提出について（転入）.zip

異動（転入）者 各位

このたびの異動（転入）に伴い、給与関係の各種届の提出が必要ですので、  
以下のとおり御提出ください。

なお、各手当については、翌月または翌々月の給与で精算いたします。  
翌々月に間に合わない場合については、メールなどでお知らせいたします。

【提出期限】

4月8日（火）

【提出方法】



※追完資料についても上記アドレスから提出してください。

【書式等】

添付ファイルのとおり※各種様式は直接編集せず、ダウンロードして作成してください。

【提出物】

■全員提出

1 通勤届及び裁判官のみ通勤実態届

- （１）通勤手当支給額の算定に必要となるので、必ず提出する。
- （２）疎明資料及び記載内容については、記載例を参照する。

※ 通勤手当の認定について、ＪＲ等の他交通機関から大阪メトロ「梅田～淀屋橋」  
又は「東梅田～南森町」間を乗り継ぐ経路は、認められていない。

2 連絡先等届

■該当者のみ提出

### 3 住居手当に関する届等

- ・転居等により、住居手当の支給要件を具備する場合は、届等を提出する。
- ・前任庁で住居手当を受給していた職員は、原則として、前任庁での認定を継続することになるが、届出内容に変更が生じる場合は、届等を提出する。

### 4 扶養手当に関する届等

- ・扶養手当の支給要件を具備する場合は、届等を提出する。
- ・前任庁で扶養手当を受給していた職員は、原則として、前任庁での認定を継続することになるが、届出内容に変更が生じる場合は、届等を提出する。

### 5 単身赴任手当に関する届等

- ・異動に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす職員が支給対象となる。今回の異動に伴い、新たに当該状況となった場合は、届等を提出する。
- ・前任庁で単身赴任手当を受給していた職員は、転居又は喪失の届等を提出する。

### 6 広域異動手当に関する調査票

異動前後の庁間の距離が60km以上の場合は提出してください。

### 7 扶養控除等（異動）申告書の再申請 ※人給システム提出※

今回の転入に伴い、住所等の情報に変更がある場合は、扶養控除等（異動）申告書の再申請を行う。

#### 【問合せ先】

大阪地方裁判所事務局人事課給与第二係（本館7階）

内 線：

ダイヤル：

#### 【届出について】

各手当については、届出の内容（事実）に変更が生じた場合、

15日以内に各届を当係まで提出する必要があります。

各種手当は職員の届出に基づいて支給される手当であることから、

届出事由に変更があった場合には、届出が必要です。

変更があったにもかかわらず、届出がなされなかった場合には、

さかのぼって過払額の戻入を要することになります。

さらに、過払額に延滞金を付加して納付していただくこともあります。

したがって、当係に提出する各種届出書は必ず写しを保管し、

その内容に変更が生じた場合には速やかに連絡するよう御留意ください。

#### 【機密性2】

\*\*\*\*\*

大阪地方裁判所

人事課給与第二係 中村 真優子

直通 [REDACTED]

内線 [REDACTED]

MAIL [REDACTED]

\*\*\*\*\*